平成27年3月30日 告示第32号

(趣旨)

第1条 この告示は、山梨市内で活動する市民活動団体(以下「団体」という。)への支援及び市民の社会貢献活動への参加の機会を広げること並びに団体活動の周知や団体同士のネットワーク形成等を目的として、団体の登録を行うものとし、登録に関し必要な事項を定めるものとする。

### (登録対象団体)

- 第2条 登録を行うことができる団体は、不特定多数の市民の利益の増進のため、自主的かつ自発的に社会貢献活動を行う団体であって、次の各号のいずれにも該当する団体とする。ただし、親睦的な活動及び個人の趣味的な活動を目的とする団体、公益法人、社会福祉法人、自治組織、公共的団体等は、除くものとする。
  - (1) 営利を目的としていないこと。
  - (2) 団体の会員が5人以上であること。
  - (3) 会員の入退会や団体の活動への参加に制限がなく、市民に開かれていること。
  - (4) 主たる事務所の所在地が山梨市内にあり、主に山梨市内で活動していること。
  - (5) 活動の目的及び運営方法が定款、規約又は会則等で定められており、代表者が明確であること。
  - (6) 登録申請時において、既に1事業年度以上継続的に活動し、今後とも活動が見込まれること。
  - (7) 会計処理が適切に行われていること。
  - (8) 法令、条例等に違反する活動を行っていないこと。
  - (9) 公序良俗に反する活動を行っていないこと。
  - (10) 宗教的活動又は政治的活動を行っていないこと。
  - (11) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員の統制下にある団体でない こと。

#### (登録の申請)

第3条 登録をしようとする団体は、山梨市市民活動団体登録申請書(様式第1号)に、 当該団体の定款、規約又は会則等、会員名簿、役員名簿、当該年度の予算書及び前年 度決算書を添えて市長に提出しなければならない。

(登録事項及び登録期間)

- 第4条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、次に掲げる事項を登録するものとする。
  - (1) 団体名
  - (2) 代表者氏名
  - (3) 事務所の所在地及び連絡先に関する事項
  - (4) 設立の時期
  - (5) 活動分野及び活動内容に関する事項
  - (6) 団体の目的
  - (7) 会員数及び会員募集に関する事項
  - (8) 活動地域及び活動日に関する事項
  - (9) 団体PR
  - (10) 会費等の有無
  - (11) 所属する上部団体又は協議会名
  - (12) その他市長が必要と認める事項
- 2 登録の期間は、市長が登録を決定した日の属する年度の末日までとする。

(登録の変更)

第5条 登録された団体は、登録事項に変更があった場合は山梨市市民活動団体登録事項変更届出書(様式第2号)により、速やかにその登録事項の変更を市長に届け出なければならない。

(登録の更新)

第6条 登録された団体で次年度も引き続き登録を希望する団体にあっては、年度の末日までに山梨市市民活動団体登録更新申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(登録の抹消)

第7条 登録された団体が登録の抹消を希望する場合は、山梨市市民活動団体登録抹消申

- 請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、登録された団体が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、登録を抹 消することができる。
  - (1) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。
  - (2) 虚偽その他不正な手段により登録の申込みを行ったと判明したとき。
  - (3) その他市長が登録に不適当であると判断したとき。

(団体への支援等)

- 第8条 市長は、登録された団体に対し市民活動を促進するため、次に掲げる支援を行うものとする。ただし、団体の活動に支障をきたす場合は、この限りでない。
  - (1) 登録された事項を市のホームページ等に掲載し、広く市民に公開する。
  - (2) 市民又は公的機関からの問い合わせに対し、登録された事項を提供する。
  - (3) 市が開催する市民活動支援の事業やイベント情報等の案内を行う。 (庶務)
- 第9条 この登録に関する庶務は、まちづくり政策課において処理する。 (委任)
- 第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。 附 則
  - この告示は、平成27年4月1日から施行する。

# 様式第1号(第3条関係)

# 山梨市市民活動団体登録申請書

# 山梨市長様

ふりがな			
団 体 名 (正式名称)			
ふりがな			
代表者氏名	役職名 ( )		
事務所の所在地	(〒 一 ) TEL E メール ホームへ゜ーシ゛	/FAX	
設立の時期	年 月 日	※NPO 法人の場合は	認証年月日を記入
活動分野	※該当するもの全てに〇、 社会教育の推進 経済活動の活性化 子どもの健全育成 情報化社会の発展 学術、文化、芸術又 はスポーツの振興 男女共同参画社会 の形成の促進 職業能力の開発又 は雇用機会の拡充 支援	主たる活動1つに◎を まちづくりの推進 災害救援 科学技術の振興 観光の振興 保健、医療又は福 祉の増進 農山漁村又は中山 間地域の振興 団体の運営又は活 動に関する連絡、 助言又は援助	でけてください。       環境の保全       国際協力       消費者の保護       地域安全       人権の擁護又は       平和の推進       その他       (
活動内容(100字以内)			
団体の目的 (規約等記載の 目的) (100字以内)			

会 員 数	人		
会員募集	随時募集 定期的に募集(	)	募集していない
入会の条件			
会 費 等	有(	)	無
入 会 金	有(	)	無
活動地域			
活動日・時間帯	実 施 日:         時 間 帯:         年間活動日数: 約 日		
団体 PR			
(ひとこと PR)			
所属する上部団体			
又は協議会名			
連絡先	氏名(ふりがな)         住所(〒 – )		
	TEL /FAX E メール 連絡方法		

#### 備考

- 1 例示のあるものは、該当する欄に○をつけ、( )には内容を記入してください。
- 2 虚偽の記載や公序良俗に反するなど不適当と思われるものは、通知せずに抹消することがあります。
- 3 この登録によりいただいた事項は、広く市民の方に知って頂くため公開を原則としています。(山梨市市民活動団体の登録に関する要綱第8条に基づき、登録事項は市ホームページ等に掲載し、市民や公的機関からの問い合わせについて、登録事項を提供することがあります。)ただし、活動に支障をきたす場合などやむを得ず公開したくない事項がある場合は、ご相談ください。
- 4 ①定款、規約又は会則等など、②会員名簿、役員名簿(氏名及び住所又は居所)、③当該年度予算書及び前年度決算書を必ず添付してください。
- 5 この登録は、市の公証を与えるものではありません。

当団体は、山梨市市民活動団体の登録に関する要綱を承認のうえ、関係書類を添えて、登録を申請します。

年 月 日

署名: 代表者

印

# 様式第2号(第5条関係)

#### 山梨市市民活動団体登録事項変更届出書

年 月 日

山梨市長様

申請者 団体名

(代表者氏名)

印

(代表者住所)

(登録番号)

次のように登録事項を変更しましたので、山梨市市民活動団体の登録に関する要綱 第5条の規定により届出します。

#### 1 変更内容

変更項目	変更 年月日	変更前	変更後

### 2 変更理由

様式第3号(第6条関係)

#### 山梨市市民活動団体登録更新申請書

年 月 日

山梨市長様

申請者 団体名

(代表者氏名) 印

(代表者住所)

(登録番号)

山梨市市民活動団体の登録に関する要綱第6条の規定により、市民活動団体登録の 更新を申請します。

### 1 登録事項の変更の有無 【 有 ・ 無 】

※「有」の場合は、市民活動団体登録事項変更届出書(様式第2号)に必要事項を記入し、添付してください。

### 2 事業報告

※当該年度の事業実績を記載、又は別紙にて添付してください。

# 様式第4号 (第7条関係)

#### 山梨市市民活動団体登録抹消申請書

年 月 日

山梨市長 様

申請者 団体名

(代表者氏名) 印

(代表者住所)

(登録番号)

山梨市市民活動団体の登録に関する要綱第7条第1項の規定により、登録を抹消したいので申請します。

抹消申請の理由

様式第1号(第3条関係)

様式第2号(第5条関係)

様式第3号(第6条関係)

様式第4号(第7条関係)